

オールトヨタの仲間

全トヨタ労働組合

〒472-0043 知立市東栄3-25

西三河地域労働組合総連合内

TEL080-1556-8284・FAX 0566-95-0510

E-mail: atunion@mail.goo.ne.jp

HP URL: <http://www.katch.ne.jp/~atunion/>

発行責任者: 若月忠夫

職場での『ハラスメント規制法』が成立! 企業に防止対策を義務付け



妊娠/出産/育児休業/
介護休業に関する
ハラスメント



セクシャル
ハラスメント



例えば、このようなことで
お困りではありませんか?



- 仕事中に性的発言を度々する上司に困っている
- 先輩が食事やデートの執拗な誘いを やめてくれない
- 上司に妊娠を報告したら、代わりの人を雇うので 辞めてもうしかない と言われた
- 育児休業について上司に相談したら 昇給はないと思え と言われた
- 同僚の前で上司から無能扱いする言葉を受けた
- 自分ひとりだけ部署の食事会に誘われない



パワーハラスメント



職場のハラスメント対策の強化を柱とした「女性活躍ハラスメント規制法」が5月29日の参院本会議で可決成立了。パワハラやセクハラ、妊娠出産をめぐるマタニティーハラスメントについて「行つてはならない」と明記。パワハラの要件を設け、事業主に相談体制の整備など防止対策をとるように法律で義務付けました。

ハラスメントは人の尊厳を傷つける人権侵害です。職場の環境を悪化させるだけでなく、被害者が休職や退職、自殺に追い込まれるケースも後を絶ちません。広告大手電通の新入社員が過労自死した問題でも長時間労働と共にパワハラが指摘されました。

すでにセクハラは1999年施行の改正男女雇用機会均等法で事業主の配慮義務を定め、2007年には事業主に防止措置を義務付けています。

近年労働局へのパワハラを含む「じめ、嫌がらせ」の相談が2017年度で約7万2000件にのぼっており、今回の法規制につながりました。トヨタ系によるセクハラ問題が世間の批判を浴びるなど、企業の取り組みはもとより、一人一人が決して許されない行為だと自覚し、行動することが求められています。上記でお困りの方は一度当組合(ATU)にご相談下さい。

(相談無料・秘密厳守)



アウトがわからない会社

わいせつ犯罪者を
野放しにしている
アイシン精機



これまで被害者は会社のしかるべきところに対応を求めてきたのに、個人的に解決してください」と会社は責任を回避してきました。女性社員は許せないと怒りをあらわにして、全トヨタ労働組合と力を合わせて問題解決と名誉回復を求めて取り組んでいます。他にも被害者がおられるのではないかと心配しています。情報の漏洩は致しませんので全トヨタ労働組合にご連絡ください。携帯電話(08015568284)までお願いします。企業体質を改め安全に安心して働く職場環境をつくりましょう。

会社は第2回目の団体交渉で聞き取り結果を報告しましたが、告発した行為事態を上司は認めましたが、同意があつたかのように述べており、会社は「判断できない」としています。しかし、女性社員が告発している限り同意の抗弁が認められるわけがなく、会社のごまかしは許されるわけがありません。これでは何のために就業規則の16条【セクハラ禁止】規定があるのか疑問に思わずるを得ません。規定に基づいて会社ははつきりと「セクハラ行為」と認め厳正に対処すべきです。

これまで被害者は会社のしかるべきところに対応を求めてきたのに、個人的に解決してください」と会社は責任を回避してきました。女性社員は許せないと怒りをあらわにして、全トヨタ労働組合と力を合わせて問題解決と名譽回復を求めて取り組んでいます。他にも被害者がおられるのではないかと心配しています。情報の漏洩は致しませんので全トヨタ労働組合にご連絡ください。携帯電話(08015568284)までお願いします。企業体質を改め安全に安心して働く職場環境をつくりましょう。

働く人たちのいのちを守る闘い！

トヨタ過労自死労災認定裁判

トヨタ社員の労災認定裁判は7月3日名古屋地裁にて1回目の口頭弁論が開かれました。4月に裁判官が交代したため、改めて今までの経緯と事件の概略について説明があり、原告・被告双方に確認を求めるやり取りがありました。

主な争点は、業務過重性と上司からのパワハラとそれによるメンタル疾患の発症についてでした。またトヨタ手法の研究者である猿田中京大学名誉教授からトヨタの働かせ方についての「意見書」が原告側から提出されました。

次回法廷では、承認尋問に誰を呼ぶかの審議になります。原告側としては、被災者の過重労働の様子をのべた書面を書いて頂いた元トヨタ社員の名前を考へています。被告・国側が、証人申請しなければ、原告側が申請することになります。

次回は9月2日(月)11時となりました。



▲原告挨拶▼

本日は傍聴有り難う御座いました。今回、猿田先生の意見書を出して頂きました。内容に大変勇気付けられました。被災者の働き方に関連づけて、また同僚の発言に関連づけて書いてあります。是非皆さんに読んでもらいたい内容です。

私も証人尋問に向けて準備したいと思います。特に主人の労働の質を強調できる様に頑張ります。ご支援よろしくお願い申しあげます。

トヨタ過労自死労災認定裁判とは↓

被災者は、トヨタ自動車本社において、技術職として生産準備の業務に従事していました。リーマンショック(2008年)が起きて大幅減産限をかけられ業務に支障が出るほどでした。約1年後、うつ病を発症し、2010年1月に自死。2015年7月に、労災としなかつた豊田労働基準監督署長の決定の取り消しを求めて、名古屋地方裁判所に提訴しました。

解雇撤回を求め津田工業を提訴

ATUに加盟、団体交渉から裁判提訴へ

このような会社からの不当な解雇を認めることが出来ない浅井さんはATUに加盟し、組合として解雇撤回を求めて会社と団体交渉を進めてきました。しかし「解雇は撤回しない」という態度を会社はかたくなにとり続けたため、今回「解雇撤回」を求めて裁判を提訴したのです。

この浅井さんの奮闘に対し、会社からの報復と思える行為が始まりました。彼を閑職に追いやり、低査定を続け賃金を低く抑え続けたばかりではなく、2012年には「この会社に君の仕事はない」と言つて再就職支援プログラムを提示するなど、露骨な退職勧奨を行つてきました。このような会社からの退職勧奨を浅井さんは断固としてはねつけてきました。

2013年から会社は浅井さんの日頃の言動を取り上げ出勤停止などの処分を繰り返す様になりました。その内容は「申請とは違う通勤方法をしている」とか「旅行先で交通違反をした」とか「職場で大声を出して電話した」とか、懲戒処分の対象とはならないような軽微な行動を、しかも恣意的に取り上げたものです。会社はこのような浅井さんの言動を取り上げ4回の懲戒処分をおこない、そしてついに2017年2月3日付で解雇しました。

不払い残業を告発し、全従業員に支払わせる

浅井さんは1996年、早稲田大学理工学院を卒業して津田工業に入社し、その後一貫して技術畠を歩いてきました。彼が入社した当時の津田工業には不払い残業が横行していました(トヨタ系全体に不払い残業が蔓延)。彼はこの現状が許せず、労働基準監督署を始め各機関に訴えるなどして孤軍奮闘し、2002年には会社全体で3億～4億ともいわれる不払い残業代を全従業員に対して支払わせました。

津田工業(トヨタの中堅下請メーカー)に勤務していた浅井啓太さんは、7月31日、会社からの不当解雇の撤回を求める裁判を名古屋地裁・岡崎支部に提訴しました。

私たちの組合です

- ひとりひとりの要求を大事にする組合です。
- ひとりでなく、みんなで力をあわせる組合です。
- 現在組合員募集中です。ひとりでも加盟できる組合です。
- 派遣社員、期間工、パート、役職者の人も加盟できる組合です。
- 私たちの組合はトヨタ系企業で、働く人たちによって構成されています。

《組合員募集中》

派遣、請負、パート、賃金不払い、雇用問題、長時間労働、労災、セクハラ、いじめ、首切り、無償残業・・・
一緒に解決への一步を踏み出しましょう。
まずは当組合へご一報を！

